



公益財団法人

日健栄協

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

Japan Health and Nutrition Food Association

メールマガジン定期便 2024 年 12 月 No.1

## 本日の内容

- 1 【シリーズ第 6 回】機能性表示食品制度への対応 -制度改正等への協会の取組み-
- 2 【募集】PRISMA2020 特別勉強会（実務者編）2 月開催のご案内
- 3 【募集】アドバンスセミナー（生活者調査の活用による製品開発・ネット広告）ご案内
- 4 【お知らせ】GMP 製品マークの新規承認について
- 5 【お知らせ】2 製造所を日健栄協 GMP 適合認定工場として認定
- 6 【お知らせ】第 71 回日本栄養改善学会学術総会（展示ブース出展及び口頭発表）報告
- 7 【お知らせ】特定保健用食品講習会の開催予定について
- 8 【お知らせ】「特定保健用食品〔トクホ〕ごあんない 2025 年版」の商品掲載募集について
- 9 【お知らせ】「特別用途食品」の許可について
- 10【お知らせ】消費者庁：健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正等について（特別用途食品・トクホ関連）
- 11【お知らせ】消費者庁：えん下困難者用食品の分析方法の妥当性等に関する調査研究事業調査結果の公表について

◆◆◇◆理事長からのメッセージ◆◇◆◆

### 1 【シリーズ第 6 回】機能性表示食品制度への対応 -制度改正等への協会の取組み-

日健栄協では、紅麹関連製品事案に端を発した健康食品の様々な問題と、それを踏まえた当協会の今後の詳細な活動を、全 8 回にわたって会員企業の皆様へ情報発信を行っています。

6 回目となる今回は、機能性表示食品制度改正への協会の取組み（届出・広告相談、研究レビュー代行、PRISMA2020 対応支援等）についてご説明します。

この機会にぜひご覧ください。

（Youtube 限定公開 音声動画 17:34）

#### [【第 6 回】機能性表示食品制度への対応 -制度改正等への協会の取組み-](#)

次回もご期待ください。

【第 7 回】健康食品のあるべき姿 -日健栄協の考える体系図-

（日健栄協が考える健康食品の体系図について）

過去回は日健栄協ホームページ会員専用ページからご確認いただけます。

<https://www.jhnfa.org/member-0.html>

ログイン後、「メールマガジン・協会からのご案内」をクリックすると過去の内容がご覧いただけます。ID、パスワードがご不明な方は総務部までお問合せください。

総務部 [kaiin@jhnfa.org](mailto:kaiin@jhnfa.org)

■ 問合せ先 渉外広報室 [shogaikouho@jhnfa.org](mailto:shogaikouho@jhnfa.org)

## 2【募集】PRISMA2020 特別勉強会（実務者編）2月開催のご案内

2023年度のガイドライン改正で、機能性表示食品の届出に用いる研究レビューについて、適切な研究レビューの作成に関する最新版の国際指針であるPRISMA声明（2020年版）への準拠が盛り込まれ、2025年4月以降の届出に用いる研究レビューはPRISMA2020への準拠が必須となります。

当協会ではこれまでに、「基礎編」と「実践編」の2回の特別勉強会を開催してきましたが、第3弾として少人数制（定員15名程度）によるウェブ講習と現地ワークショップを組み合わせた「実務者編」を、2023年12月より同じ内容で定期的に開催しています。

この度、2025年2月開催回の参加者を募集します。

### ◆「実務者編」詳細・お申込みはこちら <https://www.jhnfa.org/news-0367.html>

各月開催回の日程と内容（3部構成で内容は各月同じです）は次のとおりです。

1. 事前のWeb講習：約1.5時間

【2月開催回】2025年1月29日(水)～ オンデマンド配信

2. 課題への取り組み：ワークショップまでに別紙様式V-11,13,14,16を作成してください。

3. ワークショップ：課題を持ち寄り、終日、当協会会議室で開催。

【2月開催回】2025年2月13日(木) 10:00-17:00

様式V関係のPRISMA2020対応による具体的な記載方法や留意点についても、具体事例を用いて詳細にご説明します。SRを自ら作成される業務に就かれている方（文献検索、論文内容確認、個別論文評価、総体評価、SR作成を実施されている方）を中心に、上記1.～3.の全てにご対応いただける方のご参加を想定しています。

■ 問合せ先 機能性食品部 [kinousei@jhnfa.org](mailto:kinousei@jhnfa.org)

## 3【募集】アドバンスセミナー（生活者調査の活用による製品開発・ネット広告）ご案内

機能性市場での市場創造の基本プロセスと生活者ニーズに基づいて、研究開発を進めるための考え方について、コンサルティング支援の立場からお話いただきます。

またインターネット広告について、問題のある委託先事業者の見極め方や処分リスクの高い広告事例、活用上の注意点、さらには正しく活用し売上げを高める方法等についてお話しいたします。

### ◆ 詳細やお申込みはこちら <https://www.jhnfa.org/news-0403.html>

2025年2月14日(金) 13:30～16:40

オンライン配信(Zoomウェビナー) 及び 会場(先着20名：当協会会議室)

#### 1.「生活者ニーズに基づいて研究開発を進めるための考え方～生活者調査の活用とシーズ開発への接続～」

株式会社菊地商店 菊地基泰 様

株式会社マクロミル ライフサイエンス事業本部 伊藤未来也 様

株式会社マクロミル ライフサイエンス事業本部 井前正人 様

#### 2.「健康食品事業者のためのインターネット広告出稿講座 2025～SNS広告と成果報酬型広告を正しく活用して売上アップ～」

一般社団法人 日本アフィリエイト協議会 代表理事 笠井北斗 様

\* アドバイザー・スタッフ単位取得対象

食品保健指導士（2単位）、NR・サプリメントアドバイザー（5単位）、健康食品管理士（5単位）

- 問合せ先 研修企画部 [kensyu@jhnfa.org](mailto:kensyu@jhnfa.org)

#### 4 【お知らせ】GMP 製品マークの新規承認について

2024年11月18日付けおよび20日付けで以下の製品がGMP製品マーク表示承認となりましたので、お知らせします。

・11月18日付け承認

**会社名：株式会社 Cloud Nine**

**製品名：Refeelas**

・11月20日付け承認

**会社名：株式会社健康家族**

**製品名：よくみえーる**

GMP製品マークを表示することにより、適切な製造管理・品質管理の下で製造された製品として消費者に訴求することができます。

当協会のGMP認定工場で製造された製品は、個別の申請に基づく審査会の審査により、GMP製品マークを表示することが可能です。

**GMP製品マーク表示承認製品はホームページで紹介しています。**

<https://www.jhnfa.org/gmp-m2.pdf>

- 問合せ先 健康食品部 [kenshoku@jhnfa.org](mailto:kenshoku@jhnfa.org)

#### 5 【お知らせ】2 製造所を日健栄協 GMP 適合認定工場として認定

2024年12月3日付けで2社2製造所を日健栄協GMP適合認定工場として認定しました。

これにより、日健栄協GMP適合認定工場は合計179となりました。

◆ 製造所名

・株式会社旭紙工 川口工場（埼玉県川口市）

<認定の範囲>製品 GMP

・株式会社エムエスエフ 広川工場（福岡県八女郡）

<認定の範囲>製品 GMP

- 問合せ先 健康食品部 [kenshoku@jhnfa.org](mailto:kenshoku@jhnfa.org)

#### 6 【お知らせ】第71回日本栄養改善学会学術総会（展示ブース出展及び口頭発表）報告

2024年9月6日～8日に大阪公立大学杉本キャンパスで開催された第71回日本栄養改善学会学術総会において、当協会特定保健用食品技術部会WG3の活動として、展示ブース出展及び口頭発表を行いました。展示ブースでは、消費者庁の消費者教育ポータルサイトに掲載している「保健指導で特定保健用食品を説明するための教材」を説明してパンフレットを配布し、また、教材に収載したトクホ製品を会員企業よりご提供いただき配布しました。2日間で約600名の方々にお立ち寄りいただきました。

教材は消費者教育ポータルサイトからダウンロードできます

<https://www.kportal.caa.go.jp/teaching-material/001153/>

口頭発表では、『保健指導にトクホを活用してみませんか（１）、（２）』の２演題を発表しました。（１）では保健指導用教材を健康日本２１（第三次）に即した改訂の説明、（２）では歯や歯ぐきの分野の追加教材の作成について説明しました。両発表には会場から活発な質疑がありトクホへの関心の高さがうかがえ、また、活動への前向きなフィードバックも得ることができました。

来年、東京農業大学で開催される第72回総会では、より活動範囲を広げることを計画しています。WG3では上記活動の他にも教育機関、自治体、小売店組合等との連携も進めて、特定保健用食品の啓発活動を実施しており、活動に参画していただける企業様を募集しています。

■ 問合せ先 特定保健用食品部 [tokuho@jhnfa.org](mailto:tokuho@jhnfa.org)

## 7 【お知らせ】特定保健用食品講習会の開催予定について

2025年2月28日（金）午後「特定保健用食品講習会」を開催します。

消費者庁食品表示課 土橋 優史 食品表示調査官から特定保健用食品に関連する最近の動向や、当協会特定保健用食品技術部会の活動報告などを予定しています。詳細が決まり次第、メールマガジンおよびホームページにてご案内します。（参加募集・申し込みは2025年1月を予定）

■ 問合せ先 特定保健用食品部 [tokuho@jhnfa.org](mailto:tokuho@jhnfa.org)

## 8 【お知らせ】「特定保健用食品〔トクホ〕ごあんない 2025年版」の商品掲載募集について

当協会では、消費者がトクホの理解を得るための冊子「〔トクホ〕ごあんない」を制作し、行政の健康施策担当部署や保健所、栄養士養成機関（大学院、大学、短大、専門学校）などに情報提供を行っております。専門家が消費者等に説明する際にご活用いただいております。「健康講座の教材作成に参考なる」、「授業の教科書に使っている」などの声をいただいております。

この度、2025年版に掲載する商品を募集しますので、トクホを取り扱っている会員企業の皆様は是非ご検討ください。多くの商品が収載されることで消費者にお役立ていただけるものと考えていますので、ご理解・ご協力をお願いします。

掲載対象は2025年4月から2026年5月に販売される商品です。お申し込みは2025年春を予定しています。詳細につきましては特定保健用食品をお持ちの事業者様にご連絡します。

参 考：「トクホごあんない」2024年版（電子ブック）

<https://www.jhnfa.org/tokuho2024/index.html?pNo=1>

■ 問合せ先 特定保健用食品部 [tokuho@jhnfa.org](mailto:tokuho@jhnfa.org)

## 9 【お知らせ】「特別用途食品」の許可について

令和6年12月11日付けで、えん下困難者用食品1件、総合栄養食品1件、計2件が公表されました。このことにより、許可件数（商品数）は102件（139製品）となりました。

◆ 許可区分 許可基準型 新規許可（商品名／申請者）

・えん下困難者用食品 アイソカル ゼリー たんぱくプラス ネスレ日本（株）（2製品）

・総合栄養食品 アイソカル 100 ネスレ日本（株）

◆ 詳細は消費者庁ホームページをご覧ください。

・食品群別許可件数：[特別用途食品表示許可件数内訳（令和6年12月11日）](#)

・商品名や申請者等の情報：[特別用途食品許可品目一覧（令和6年12月11日）](#)

■ 問合せ先 栄養食品部 [eishoku@jhnfa.org](mailto:eishoku@jhnfa.org)

## 10 【お知らせ】消費者庁：健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正等について（特別用途食品・トクホ関連）

令和6年12月10日付けで、標記の内閣府令、特別用途食品に関する通知・質疑応答集、特定保健用食品に関する質疑応答集の一部改正が行われましたのでご案内します。

また、内閣府令通知に係る意見募集（パブリックコメント）結果の公表も併せて掲載します。

### 【特別用途食品】

・健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正（内閣府令第111号）

・「特別用途食品の表示許可等について」の一部改正について（消食表第1028号）

・特別用途食品に関する質疑応答集の一部改正について（消食表第1055号）

詳細はこちら

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/foods\\_for\\_special\\_dietary\\_uses/notice/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/notice/)

改正ポイント

（1）内閣府令

・これまで次長通知に定められていた表示事項等について、許可区分ごとに内閣府令に規定

・国民の健康の保護及び増進を図るため特に必要と認めるときは、申請者に対し、表示事項の内容について消費者に認識させるために講じる措置に関する資料の提出を求める手続の規定

（2）次長通知

・経口補水液の販売方法に関する留意事項の規定 等

（3）質疑応答集

・内閣府令の改正に伴う改正等

### 【特定保健用食品】

・特定保健用食品に関する質疑応答集の一部改正について（消食表第1080号）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/foods\\_for\\_specified\\_health\\_uses/notice](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_specified_health_uses/notice)

改正ポイント：内閣府令の改正に伴う改正等

### 【パブリックコメントの結果】

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/040314/>

■ 問合せ先 栄養食品部 [eishoku@jhnfa.org](mailto:eishoku@jhnfa.org)

## 11 【お知らせ】消費者庁：えん下困難者用食品の分析方法の妥当性等に関する調査研究事業調査結果の公表について

令和6年11月29日付けで、許可基準型の特別用途食品であるえん下困難者用食品に関する標記調査研究事業調査結果が公表されました。

公表内容は[こちら](#) 消費者庁ウェブページ

[「令和5年度 えん下困難者用食品の分析方法の妥当性等に関する調査研究事業調査結果」](#)

### 調査概要

目的：「えん下困難者用食品」の許可申請数が少数にとどまっている要因の一端が、試験方法等が過度に申請のハードルを大きくしている可能性があると考え、規格基準の合理性について検証を行うとともに、試験方法についてより適したものに再設定する余地がないか検証した。

結果：特別用途食品ではない咀嚼やえん下がしやすい工夫されている市販食品の8割以上が現行制度の規格基準を満たしていた。本調査の結果においては、試験条件の緩和をしても申請数の拡大につながるものではないことが示唆された。

■ 問合せ先 栄養食品部 [eishoku@jhnfa.org](mailto:eishoku@jhnfa.org)

.....

### ◆◆◇◆理事長からのメッセージ◆◇◆◆

最近の主な取組をご紹介します。

11月2日（土）長野県の千曲市・坂城町の地域医師会等の医療関係団体が主催する地域包括医療協議会の「はつらつ健康講演会」に講師として参加し、脳・心臓・腎臓を守るために、何をすればいいのか、なぜ、重症化するのか、メカニズムは何か、どうすれば予防できるのか、健診の結果説明の重要性について講演し、参加した地域住民、医師、保健師・管理栄養士等と地域の健康課題解決のために意見交換することができました。

11月7日（木）日健栄協で特別セミナーを開催し、「機能性表示食品を巡る検討会」の座長を務められた神戸大学法学部教授の中川先生をお招きして、「機能性表示食品制度はどう変わったのか」について、ご講演をいただきました。公正競争規約を活用し機能性表示食品を差別化し、「エビデンスがしっかりした機能性表示食品」というブランド確立をご提案いただきました。また、私からは「健康食品業界の信頼回復と発展を目指して」について日健栄協が目指す健康食品業界の在りかたについてご説明しました。

11月14日（木）厚生労働記者会において、11月22日（金）に開催された第2回フレイル予防推進会議総会の事前記者会見をフレイル予防推進会議事務局の辻哲夫事務局長（一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会理事長）と一緒に行いました。「フレイル予防啓発宣言」を決定し、住民啓発用パンフレットを全市町村の介護予防担当部に配布して「フレイル予防政策に関するアンケート調査」を実施すること等を説明しました。また、11月27日（水）高知県東京事務所にお伺いし、濱田知事、家保健康政策部長と面談し、フレイル予防推進会議参加へのお礼と健康政策について意見交換することができました。

今後も食品業界の新たなビジネスチャンスを探る方策の一つとして、各分野における栄養・健康施策の動向を情報収集したいと思います。

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 理事長 矢島 鉄也



\* 配信停止・配信先の変更などは総務部 [kaiin@jhnfa.org](mailto:kaiin@jhnfa.org) までご連絡ください。

配信元 公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 <https://www.jhnfa.org>

東京都新宿区市谷砂土原町 2 丁目 7 番地 27